

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 2 年 2 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 2 回定例総会議事録

署名委員 前田 孝徳

署名委員 栄 和正

奄美市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 招集日時 令和2年2月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・3月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第10号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の

- 議案第11号 決定について
笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
- 議案第12号 笠利地域農用地利用集積計画(中間管理機構)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人です。総会は成立いたしました。
これから、令和2年第2回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、8番 前田 委員と9番 栄 委員のお二人
を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第8号から議案第12号までの5件を
予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思いますが、農地法第3条の規
定による許可申請NO.4・5に私の調査報告案件が含まれているので、先に
NO.4・5を会長代理に議長をお願いします。

(議長交代)

議長	<p>(榮会長代理)</p> <p>日程第3</p> <p>議案第8号農地法第3条の規定による許可申請NO.4・5について、を議題といたします。</p> <p>それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>28ページのNO.4は、贈与による所有権移転の許可申請でございます。</p> <p>申請地は5筆で面積5158㎡でございます。</p> <p>申請人は新規農家で取得後はサトウキビを栽培する予定でございます。</p> <p>41ページのNO.5は、贈与による所有権移転の許可申請でございます。</p> <p>受人はNO.4と同一でございます。申請地は1筆で面積91㎡でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>(榮会長代理)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
11番	<p>(中山委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNO.4の譲受人について調査報告します。</p> <p>2月19日18時30分頃受人に直接お会いしてお話を聞く事ができました。</p> <p>受人は、渡し人とは親子関係です。渡し人の母親と一緒にサトウキビを主にした農業をしているという事でした。</p> <p>今回の申請地は渡し人の母親が高齢のため、受人である息子へ贈与との事であります。</p> <p>また、NO.5の渡し人とは親戚関係で、申請内容には間違いありませんという事であります。</p> <p>続いて渡し人について調査報告します。</p> <p>2月20日19時に渡し人から電話がありました。</p>

申請内容を確認したところ、間違いはないという事でありました。
委員の皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

13番

(吉委員)

農地法第3条の規定によるNO.4の土地とNO.5の渡し人と土地について、併せて調査報告します。

2月15日午前9時頃、NO.5の渡し人に申請書の内容を確認し、間違いはないという事でした。調査対象の農地も渡し人と現地で確認いたしました。

集落の農道で受人と会いNO.4、NO.5の農地の確認も同時に行いました。

土地について説明します。

NO.4の申請地は5筆ともそれぞれサトウキビや野菜、タンカン、バナナ等が植えてあり既に受人が耕作しておりました。

次にNO.5の申請地の1筆はNO.4の隣に位置し、タンカンが植えられており境界がないためNO.5と同じ区画に含まれておりました。

渡し人からもこのような畑の状況で、親戚関係でもあるので贈与するのだという事でした。

それぞれの農地は周辺農地に影響はないもので、特に問題はないと考えます。

農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

(榮会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請NO.4・5については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請 NO. 4・5 については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>議長を交代します。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>続いて許可申請 NO. 2・3・6・7 を議題といたします。</p> <p>それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>NO. 2 は売買による所有権移転で申請地は 1 筆の面積 2 2 8 3 m²でございます。</p> <p>不在者財産管理人に法務事務所の司法書士が選任され、受人は申請地区の方になります。申請人は新規農家で取得後はサトウキビを栽培する予定です。</p> <p>次ぎに NO. 3 は贈与による所有権移転の許可申請で、申請地は 3 筆の面積 1 5 8 1 m²でございます。取得後はサトウキビ・バナナを栽培する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>次ぎに NO. 6 は贈与による所有権移転の許可申請で、申請地は 7 筆の面積 2 2 5 6 m²です。申請人は新規農家で取得後は野菜を栽培する予定でございます。</p> <p>次ぎに NO. 7 は贈与による所有権移転の許可申請で、申請地は 2 筆の面積 2 4 0 9 m²です。取得後は果樹を栽培する予定でございます。</p> <p>以上 6 件でございますが詳しくは調査員から報告があると思います。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
1 5 番	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第 3 条の許可申請 NO. 2 について調査報告をいたします。</p>

受人について、2月23日午後1時30分受人に直接お会いして話を聞きました。申請地は20年以上前から受人がサトウキビを栽培しておりなんの問題もないと思います。

続いて土地について、2月23日午後2時頃受人の案内で現地を見に行きました。資料の10ページをご覧ください、申請地は集落の外れに有り現在はサトウキビが栽培されておりこれからもサトウキビを栽培するとの事で、周辺農地もサトウキビが栽培されていました。

農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

11番

(中山委員)

農地法第3条の規定によるNO.2について調査報告します。

2月19日17時30分渡し人不在者財産管理人に法務事務所でお話を伺う事ができました。

今回の申請書は資料の7ページにありますように、裁判所よりの審判が添付されていますが、譲受人に売却することを許可するという事でありました。申請書類については間違いがないという事で確認していただきましたので報告します。

6番

(西委員)

3条の許可申請NO.3、2月21日午前10時に受人に事務所で話を聞くことができました。

贈与の理由としては、以前譲渡人の亡くなられたお母さんから譲受人が土地を買ったのですが、土地は耕作がされず未登記のままだったようです。

取得後はサトウキビを栽培したいという事です。

土地の所在及び権利の設定等に係る対価等、記載内容については間違いがないという事でした。よろしく申し上げます。

譲渡人は京都府に在住しており、譲受人とは遠い親戚になるそうです。

申請内容については、土地の所在、面積、売買金額等、記載内容に間違いがないことで確認とれましたのでご審議よろしくお願いたします。

事務局

(用稲局長)

農地法第3条に係るNO.3の譲渡人について、2月20日16:30分に大阪府にお住まいの譲渡人に電話にて確認しました。

電話には娘さんが出られ、譲渡人本人の身体が不自由で電話にて対応ができない状況だと言われ、長女である娘さんに申請の件を話したところ、娘さんも申請の内容を把握しておられましたので、申請書記載の移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容等をお聞きしましたところ、間違いのないの事を確認いたしました事を報告いたします。以上です。

1 4 番 (濱手委員)

3条のNO. 3の土地について、調査報告をいたします。2月21日午後2時に譲受人と待ち合わせて、申請のあった畑3箇所を回り確認しました。26ページにある土地についてはバナナとミカンが植えられており手入れもされておりました。

次の25ページの畑は1m程度のススキが生えておりすぐに畑としての利用は困難な状況でした。草刈りをしてトラクターで耕耘すれば問題なく畑として利用できると思います。

次に3箇所目の場所は特定できませんでしたが、地図を見て頂きますと、隣の畑は地目が原野で譲受人の名義になっており、その隣という事としか分かりませんでした。現地の状況からおそらく畑としては利用できないのではないかと思います。本人も実際確かめていないという事で、これから調べるとの事でした。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

3 番 (肥後委員)

農地法第3条の規定によるNO. 6について、受人及び土地について調査しましたので報告をいたします。続けて報告します。

2月20日午前11時に受人宅を訪問し話を聞くことができました。

受人の奥様と渡し人は兄弟の関係です。

渡し人は高齢のため自分はもちろん子供達も島に来て耕作することができないので、隣地の地主等の迷惑にならないように耕作、管理してくれるよう依頼があり申請に至ったとの事でした。

水田跡地等永い間耕作されていない土地が含まれるが土地改良工事等が計画されれば積極的に参加して利用可能な畑にしたいとの事で意欲は十分感じられました。申請は間違いないのでよろしくお願い致しますとの事でした。

土地については、2月24日16時から受人夫婦と一緒に現地の確認に行きました。

7筆の内4筆は雑木が生えていましたが、機械を入れたらすぐにでも耕作できる状態です。残りの3筆については土地改良事業が行われていない水田跡地の状況ですが不在者地主をなくすためにも、今後土地改良事業が提起された場合の対応等も考えてもこの申請は認めても良いのではないかと思います。ご審議をよろしく願いいたします。

農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

事務局

(竹田笠利分室長)

農地法第3条の規定によるNO.6の譲渡人に2月21日について16時38分に電話しました。

本人は島外に住んでおります、譲受人とは義兄弟で、今後奄美に帰る見込みもないとの事で、その後の管理を妹夫婦でお願いしたいとの事で申請に至ったようです。申請内容については間違いないという事で、本人も集落の近くの畑が荒れてしまった事を懸念しており、妹に自分の土地を引き取って管理してくれとお願いしているところだそうです。委員の皆様のご審議よろしく願いします。

事務局

(竹田笠利分室長)

農地法第3条の規定によるNO.7の譲受人に2月24日の12時20分に電話をいたしました。

譲受人は島外に在住しており、本人は現在も奄美へ定期的に来て畑を管理している状況です。また、忙しいときは障害者施設の方達を雇って畑の作業を委託している状態との事です。申請内容については間違いないとの事で確認いたしましたので、委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

7番

(前山委員)

農地法第3条のNO.7の渡し人について報告いたします。

2月24日夕方の6時前くらいに自宅へ伺いましたが留守でしたので、その後携帯電話に電話いたしましたところ、自分は書いた覚えはありません、ハンコも付いた覚えもありません、私は関知しておりませんという事でございましたので、報告いたします。

2 番	<p>(中棚委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNO. 7の土地の説明をいたします。</p> <p>2月24日午後5時に伺いましたら本人がいました。</p> <p>今回の贈与の畑は3年ぐらい前に譲渡人から譲受人へ贈与された畑と思います。現在ススキが生えて雑草も生えて手入れをされていない畑だと思います。本人は栽培管理のために奄美大島に毎月10日間は来ているそうです。</p> <p>本人のタンカン畑は管理がしっかりされていました。</p> <p>農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p> <p>皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。</p>
推進員	<p>(日高委員)</p> <p>NO. 3の3筆目の場所が特定できない状態で許可するのはどうなのかなと思います。何となくの場所は分かりますが、はっきり言って非農地の様な感じがします。このエリア自体が振興地域でもないですし、許可してところで本当にやるのか周りが山ですし、実際農地調査も行けないような場所ですから、本人がそこまでやるのか、怪しい印象があります。</p>
1 4 番	<p>(濱手委員)</p> <p>見せてもらったところですね、地図を見て頂きたいのですが、申請地の隣は譲受人に登記がまわっているのですよね、申請地は木が生えて右は畑、申請地は非農地になる可能性があると思います。そこまで農業委員がここは畑できないから許可できないという事になるのか、だれが見ても畑にできないと思うかも知れませんが、許可はできるのではないかと思います。</p>
6 番	<p>(西委員)</p> <p>土地は聞いていませんが、本人は龍郷でサトウキビを作って、申請書に書いていますように夏から収穫できるという事で、また意欲的でありますので、贈与した畑にはサトウキビを植えたいという事で聞いております。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他にご質疑ありませんか。</p>

9 番

(栄委員)

NO. 7 の先ほどの報告で、身に覚えがないという事ですが、どういう意味なのでしょうか。

7 番

(前山委員)

譲渡人に話はありませんでしたが、自分の他に兄弟もいて、兄弟の許しもないので、許可なく申請書は書けないと言って断ったそうです。

9 番

(栄委員)

分かりました。

議長

(吉会長)

他にありませんか。

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。NO. 2 から順にお願いします。

NO. 2、3、6 について。

(全員挙手)

NO. 7 について

(挙手なし)

NO. 7 については、不許可といたします。

よって議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてはNO. 7 以外は審議の結果、これを認めることに決定しNO. 7 は不許可とすることに決定いたしました。

日程第 4

議案第 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

<p>事務局</p>	<p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>74ページをお開き下さい。</p> <p>議案第9号農地法第5条の規定による許可申請のNO.2につきましては、渡し人の所有する土地、639㎡を受人が宿泊施設、コンテナハウスを設置するため譲り受けたいという申請です。</p> <p>申請地は市役所から南に1.3kmに位置し周りを海岸と県道に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>86ページをお開き下さい。</p> <p>今回の5条案件のNO.3～NO.5までにつきましては、渡し人がアメリカ合衆国カリフォルニアにお住まいの方になります。NO.3の受人につきましては169㎡、NO.4の受人につきましては202㎡、NO.5の受人につきましては202㎡、という事で1区画を3名の方が一般住宅を建設するため譲り受けたいという申請です。</p> <p>申請地は市役所から北東に約4kmに位置し、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上4件でございます</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>11番</p>	<p>(中山委員)</p> <p>農地法第5条のNO.2について調査報告いたします。</p> <p>2月19日15時30分受人に直接お会いして話を聞くことができました。</p> <p>この土地は先々月、非農地として申請された土地で承認はされなかった土地のようであります。</p> <p>今回は5条で申請したものであります。受人は商用の施設を設置する事であり、海辺に面しており盛り土をしなければ利用できないため、土地整備費として記載しております。申請内容には間違いはないという事でございます。</p>

<p>2 番</p>	<p>委員の皆様のご審議をお願いします。</p> <p>(中棚委員)</p> <p>NO. 2 の譲渡人に 2 月 2 1 日午後 6 時半に自宅にて書類の確認をしました。土地の対価等は間違いないそうです。</p> <p>土地については 1 2 月の総会で非農地申請があり不許可になりました土地です。今回 5 条申請になり土地は更地のままであり事前着工もなく問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>7 番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>5 条申請の NO. 3 の受人について報告します。</p> <p>昨日の夕方本人宅を訪問しまして本人と一緒に申請内容を確認しました。土地の地番、面積、対価等これに間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。現在は民間のアパートにお住まいでございます。</p> <p>次ぎに土地について、都市計画区画内にある農地で、雑草が茂っておりまして、家を建てる部分だけは白い紐が、区画が分かるように引っ張られており、それ以上の事前着工はありませんでした。何ら問題はなかろうかと思われれます。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>農地法第 5 条に係る調査報告をいたします。</p> <p>本件につきましては、NO. 3. 4. 5 が同一の渡し人ですのでまとめて報告します。カリフォルニアにお住まいの譲渡人本人が 2 月 6 日午後 2 時頃来庁され、窓口で申内容を確認しております。2 月 1 4 日には日本を出国されるという事で、再度事前協議後、2 月 1 3 日 1 8 時 5 3 分に電話で最終確認を行いました。</p> <p>譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>
<p>1 1 番</p>	<p>(中山委員)</p> <p>第 5 条の規定による NO. 4 の譲受人について報告します。</p> <p>2 月 2 0 日 1 4 時に話を伺いました。現在民間の住宅に住まわれており、</p>

今回希望する場所が見つかり申請に至ったようです。融資額も確認しました。周辺は住宅街でありますので年内には取り掛かりたいという事でありました。申請内容には間違いがないという事です。

NO. 5の受人に2月20日15時に直接受人と話すことができました。

住宅建築目的の申請であります。現在民間の住宅に住まわれており、今回希望する場所が見つかったので申請に至ったという事です。

申請内容には間違いがないという事です。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号農地法第5条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果これを許可することに決定いたしました。

議長

(吉会長)

日程第5

議案第10号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第10号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

議長

(吉会長)

日程第6

議案第11号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(竹田笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

は、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第11号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第7

議案第12号 笠利地域農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号 笠利地域農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第12号 笠利地域農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和2年 2月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳